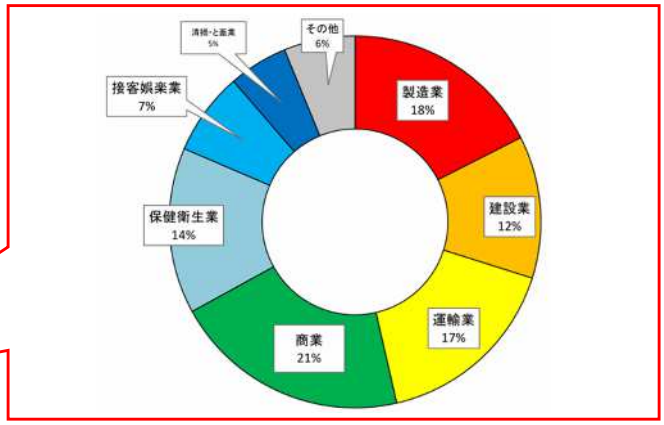
敦賀署通信（令和８年10月号）

敦賀労働基準監督署管内の令和８年 **業種別 労働災害発生状況**（速報）（対前年同期比較）

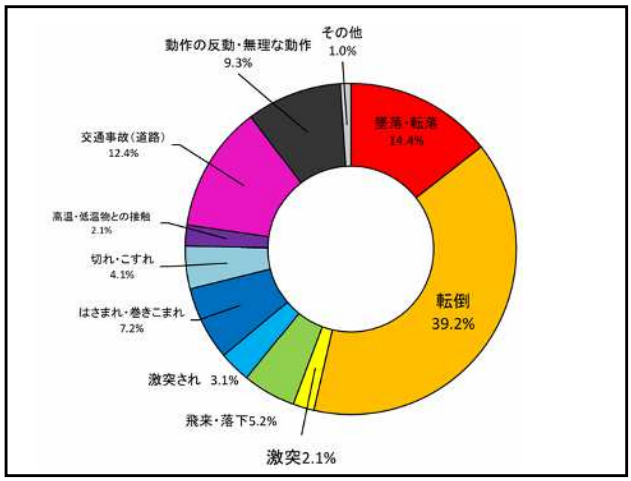
令和８年９月末速報　　敦賀労働基準監督署

業種＼区分	休業４日以上の死傷災害 8年	7年	対前年増減	増減率(%)	死亡災害 8年	7年	対前年増減
全産業	97	88	9	10.2			
製造業	17	11	6	54.5			
食料品製造業	7	4	3	75.0			
繊維工業・繊維製品製造業	1	1	±0	—			
木材・木製品・家具等製造業	2	1	1	100.0			
パルプ・紙・印刷・製本業	1	1	±0	—			
化学工業	1	1	±0	—			
窯業土石製品製造業	1	0	1	—			
鉄鋼・非鉄金属製造業	0	0	±0	—			
金属製品製造業	1	0	1	—			
一般機械器具製造業	1	0	1	—			
電気機械器具製造業	0	0	±0	—			
輸送用機械等製造業	1	0	1	—			
電気・ガス・水道業	1	1	±0	—			
その他の製造業	0	2	-2	-100.0			
鉱業	0	0	±0	—			
建設業	12	19	-7	-36.8			
土木工事業	3	6	-3	-50.0			
建築工事業	3	5	-2	-40.0			
木造家屋等建築工事業	0	1	-1	-100.0			
その他の建設業	6	8	-2	-25.0			
運輸業	16	11	5	45.5			
鉄道等・道路旅客運送業	6	1	5	500.0			
道路貨物運送・陸上貨物取扱業	8	10	-2	-20.0			
その他の運輸交通・港湾運送業	2	0	2	—			
農林・畜産・水産業	0	7	-7	-100.0			
林業	0	3	-3	-100.0			
商業	20	9	11	122.2			
小売業	18	5	13	260.0			
金融・広告業	0	0	±0	—			
保健衛生業	14	12	2	16.7			
社会福祉施設	10	11	-1	-9.1			
接客娯楽業	7	5	2	40.0			
旅館業	2	2	±0	—			
飲食店	4	2	2	100.0			
ゴルフ場の事業	0	1	-1	-100.0			
清掃・と畜業	5	5	±0	—			
ビルメンテナンス業	2	3	-1	-33.3			
その他	6	9	-3	-33.3			
警備業	2	5	-3	-60.0			

※ 休業４日以上の死傷災害数は労働者死傷病報告による。　死亡災害は死亡災害報告による。



令和８年　事故の型別 労働災害発生状況



敦賀署管内の労働災害発生状況について（令和８年９月末速報）

☞前年同期比で９件と大きく増加。特に、「**商業**」で最も多く発生しており、次いで「**製造業**」、「**運輸業**」の順で多く発生している。

☞事故の型別で見ると、全産業としては「**転倒**」災害が最も多く発生しており、全体の約４割を占める。次いで、「**墜落・転落**」、「**交通事故（道路）**」、「**動作の反動・無理な動作**」災害の順で多く発生しており、「**行動災害**」の発生件数が目立つ。
　特徴的なものとして、「製造業」では機械との「**挟まれ・巻き込まれ**」災害、「運送業」でトラック荷台からの「**墜落・転落**」災害、「第三次産業（商業、保健衛生業、接客娯楽業等）」で「**行動災害**」が多く発生している。

☞年齢別で見ると、労働災害の**約半数が60歳以上**、70%超が50歳以上の労働者が被災し、４日以上の休業となっている。

10月は、年次有給休暇取得促進期間です！

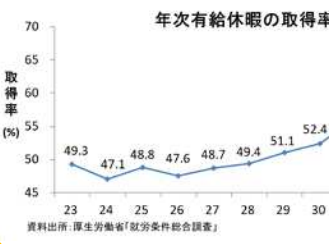
厚生労働省では、年次有給休暇（以下「年休」）を取得しやすい環境整備を推進するため、毎年10月を「年次有給休暇取得促進期間」として、集中的な広報を行っています。

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和６年８月２日閣議決定）により、令和10年までに年休の取得率を70%とすることが、政府の目標に掲げられています。一方で、令和５年の年休の取得率は65.3%と過去最高となったものの、目標には届いていない状況です。

働く人のワーク・ライフ・バランスの実現のためには、企業等が自社の状況や課題を踏まえ、年休を取得しやすい環境づくりを継続して行っていくことが重要です。

改めて年次有給休暇を取得しやすい環境整備や取得状況について労使話し合いの機会を設ける等により休暇取得に向けた環境整備に努めましょう！「働き方・休み方改善ポータルサイト」では他企業の取り組み事例も多数掲載されていますので参考にしてください。

「働き方・休み方改善ポータルサイト」はこちらから▼





今月法改正まとめ



令和８年10月１日及び４日から以下の法令が改正されています。各事業場において、必要な対応が漏れていないか確認するための参考にしてください。

①福井県最低賃金の引き上げ（10月４日～）
時間額1,112円

②カスハラ、就活セクハラ防止対策の義務化（10月１日～）

③個人ばく露測定の法定化と有資格者による実施義務化（10月１日～）

④パート・有期雇用労働者の雇い入れ時の労働条件明示事項の追加（10月１日～）

「行動災害」を防止するために

「行動災害」とは、一般に、労働者の作業行動や動作に起因する労働災害を指し、代表的なものとして、転倒や腰痛などの「動作の反動・無理な動作」が挙げられます。

全国的にこの「行動災害」は近年増加傾向にあり、**敦賀労働基準監督署管内（嶺南地域）においても、令和７年確定値では休業４日以上の労働災害全体の２/３を占めて**おり、令和８年９月末速報値でも依然として全体の６割超を占めている状況にあります。

この「行動災害」は建設現場や工場だけでなく、小売業、飲食店、介護施設、運送業など、幅広い業種で発生し、特別な危険作業中だけでなく、歩く、物を運ぶ、荷物を持ち上げるといった日常的な動作にも、災害につながる危険が潜んでいます。

また、「うっかり」・「思い込み」・「焦り」といった人の行動特性が直接的な要因となる点に大きな特徴があります。さらに、職場の人手不足などにより、一人当たりの作業負担が増加し、疲労や注意力の低下が起こりやすい状況も要因となっています。

こうした環境下では、設備対策やルール整備だけでは災害を防ぎきれず、作業者一人ひとりの行動に着目した対策が不可欠です。

労働災害対策の中でも、行動災害防止を重点的に進めることが、現場の安全水準を底上げするうえで極めて重要となります。

【実際の行動災害の発生例】



! 行動災害発生要因は１つじゃない

多くの労災に共通している点でもありますが、特に行動災害の発生は１つの要因ではなく、複数（特に３つ以上）が関係している場合が多くあるとともに、その要因を本人も認識できていない場合も少なくありません。

例えば、転倒した要因は段差があったということだけではなく、目の悪い人が眼鏡をかけずに、うす暗い場所を、大きめな荷物を持ちながら、他の人と歩いているときに、運動不足も影響し段差につまずいてしまった。このように、１つ１つのリスクは小さくても重ね合わせることで、リスクが増大し、何気ないところで、転倒につながる場合もあります。できるだけ、複数のことを同時に行わず、リスクを減らしていく取り組みが求められるのです。

厚生労働省では、安全衛生担当者や現場管理者を主な対象とし、無理なく社内で実践できる行動災害防止の取り組みを検討・推進するための実務的なアイデアと知見を整理した冊子「社内で実施可能な行動災害防止に向けた取り組み」を令和８年３月に公表し、行動災害防止に向けた具体的な取組み方針を示しています。

皆様の事業場においても、本冊子等を参考にしていただき、自社の実情に応じた行動災害対策につなげていただくようお願いします。



なお、行動災害防止の取組みについては、一過性のものとせず、継続的に職場や作業労働者の状態等を把握・見直すことで実効性のあるものとしていただくよう重ねてお願いします！



右リーフレットはこちらの二次元コードから▼

令和８年４月１日に、改正労働安全衛生法が施行され、高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施が事業者の努力義務となり、同措置に関する「高年齢者の労働災害防止のための指針（エイジフレンドリー指針）」が示されており、今後の行動災害防止に向けては全ての事業場で本指針に沿った取組みが強く求められることになりました。

福井労働局では、令和８年９月25日付けで福井労働局長より、各事業場に対し「高年齢者の労働災害防止対策の推進について」の取組要請を行っているところです(右参照)。特に、福井労働局では、主に高年齢労働者を対象として転倒等の行動災害を防止するため、体力の状況を客観的に把握し、労働者自身に心身の衰えについて、気付きを促すための簡易フレイルチェックの実施を呼び掛けていますので、まずは一度実施してみましょう！

高年齢者の労働災害防止対策の推進に向けた要請について詳しくはこちらから▶
（簡易フレイルチェックもこちらから確認いただけます）

